

確定申告・市県民税申告について

令和6年分の収入に対する確定申告および市県民税申告が始まります。 山鹿税務署 ☎(44)2181
申告が必要な人は、この期間に申告してください。 市役所税務課市民税係 ☎(43)1120

●申告に必要な書類など

申告する人全員が必要なもの

必要なもの	備 考
マイナンバーが分かるもの	マイナンバーカード、通知カードまたは個人番号通知書（記載内容に変更がないもの）など ※控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者の分も必要です。
本人確認ができるもの	マイナンバーカード、運転免許証、旅券（パスポート）など

下表に該当する場合、必要になるもの（一部の例です。申告内容によっては、他に書類が必要となります。）

どんな場合	必要なもの
給与、公的年金、報酬などの所得がある人	源泉徴収票または支払調書の原本など
事業所得、雑所得、不動産所得がある人	収支内訳書や領収書など（収支内訳書は事前に作成してください）
医療費控除がある人	医療費控除の明細書や医療費通知、領収書など（医療費控除の明細書は事前に作成してください）
社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除がある人	支払証明書の原本

※市役所会場では、マイナポータル連携での医療費控除などの自動入力はできません。

※事業所得と業務に係る雑所得の区分について、判断基準が明確化されました。

詳しくは山鹿市ホームページ「申告における事業所得と業務に係る雑所得の判断について」をご覧ください。

●申告日程・会場

下記の日程で行いますので、会場および必要な書類を確認しお越しください。

各会場・地区の初日や各日午前中が混雑します。混雑状況によっては、午後または別日を案内する場合があります。

所得税の還付申告（市役所の受付日程）

給与所得、年金所得のみの人で

①年の途中で退職し、源泉徴収税を納め過ぎている人

②年末調整が済んでいて、各種所得控除や税額控除を追加する人

●受付日時 2月6日(休)～13日(休)（土・日・祝日を除く）
午前9時～11時／午後1時～4時

●会場 山鹿市役所4階401会議室

確定申告（山鹿税務署の受付日程）

青色申告、または以下の所得や控除に該当がある人

・住宅借入金等特別控除（初年度）、雑損控除

・土地建物などの譲渡所得、上場株式などの配当所得、株式などの譲渡所得、先物取引の雑所得、山林所得

●受付日時 2月17日(月)～3月17日(月)（土・日・祝日を除く）
午前9時～午後4時

●会場 山鹿税務署（山鹿合同庁舎3階会議室）

市役所と各市民センターの受付日程表

●受付時間 午前8時半～11時／午後1時～4時 ※内容によっては、山鹿税務署へ案内する場合があります。

●備考 ご都合が悪い場合や当日に体調不良の症状がある人は最寄り会場の別の受付日にお越しください。

月 日	対象地区	会場
2/17(月)	山内地区	鹿央市民センター 2階文化ホール
2/18(火)、19(水)	米野岳地区	
2/20(木)、21(金)	千田地区	
2/25(火)	川辺地区	山鹿市役所 4階401会議室
2/26(水)	平小城地区	
2/27(木)	三岳地区	
2/28(金)、3/3(月)	三玉地区	
3/4(火)、5(水)	八幡地区	
3/6(木)	米田地区	
3/7(金)、10(月)、11(火)	大道地区	
3/12(水)～14(金)	山鹿地区	

月 日	対象地区	会場
2/17(月)	岳間地区	鹿北市民センター 2階生涯学習室
2/18(火)、19(水)	岩野地区	
2/20(木)、21(金)	広見地区	
2/25(火)、26(水)	内田地区	菊鹿市民センター 1階相談室
2/27(木)、28(金)	城北地区	
3/3(月)～5(水)	六郷地区	鹿本市民センター 2階大会議室
3/6(木)、7(金)、10(月)	来民地区	
3/11(火)、12(水)	稲田地区	
3/13(木)、14(金)	中富地区	

※予備日：3/17(月)（山鹿市役所、鹿本市民センター）